

令和 7 年度

第 1 回秋田県立保呂羽山少年自然の家協働会議

日時 令和 7 年 4 月 2 3 日（水）

午後 1 時 3 0 分から

会場 秋田県立保呂羽山少年自然の家研修室

次 第

1 開会

2 所長あいさつ

3 委員及び職員紹介

4 会長及び副会長選出

5 会長あいさつ

6 議事

（1）令和 7 年度秋田県立保呂羽山少年自然の家の運営について

（2）令和 7 年度重点推進事項について

（3）令和 7 年度主催事業について

（4）その他

7 生涯学習課長あいさつ

8 閉会

令和7年度 秋田県立保呂羽山少年自然の家 協働会議名簿

委 員

所 属 等	役 職 名	氏 名	備 考
秋田県教育庁南教育事務所	主任社会教育主事 (兼) チームリーダー	阿 部 義 和	
湯沢雄勝校長会	高瀬小学校長	小 野 詠 子	
県南社会教育主事協議会	会 長	八 嶋 洋 晃	(欠席)
ほろわ地区交流センター	センター長	阿 部 美紀子	
社会福祉法人 育童会 醍醐保育園	園 長	加 藤 敦 美	
NPO法人 大森スポーツクラブさくら	理 事 長	渡 部 卓	
横手星の会	会 長	武 市 徹 也	(欠席)
ほろっとキッズ	会 長	高 橋 大 成	
公募		佐 藤 友 治	

教育庁生涯学習課

職 名	氏 名
社会教育・読書推進チーム 主任社会教育主事 (兼) サブリーダー	渡 辺 智 一

保呂羽山少年自然の家

職 名	氏 名	職 名	氏 名
所 長	公 地 望		
【 総 務 チ ー ム 】		【 指 導 チ ー ム 】	
副 主 幹 (兼) チームリーダー	小 松 正 典	主任社会教育主事 (兼) チームリーダー	湯野澤 兄 一
主 事	茂 木 陽 大	主 査 (兼) 社 会 教 育 主 事	北 畠 良 晴
技 能 主 任	佐 藤 清	社会教育主事補	矢 尾 健
非 常 勤 職 員	伊 藤 礼 子	社会教育主事補	永 澤 純 二
非 常 勤 職 員	阿 部 幸 悦	非 常 勤 職 員	今 野 遥
専 任 当 直 員	佐 藤 悟	非 常 勤 職 員	佐 藤 善 樹
専 任 当 直 員	菊 池 喜美夫		

令和7年度の経営について

秋田県立保呂羽山少年自然の家

1. 経営にあたって

(1) 国・県の施策・教育動向等

- ①第4期教育振興基本計画 (R 5～9 文部科学省)
- ②～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン (R 4～7 秋田県教育委員会)
- ③第4期あきたの教育振興に関する基本計画 (R 7～11 秋田県教育委員会)

(2) 少年自然の家の設置理念

- ①自然の中で集団生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行い、青少年の健全な育成を図る。
- ②子どもの心身の成長には、豊かな体験活動が大切である。
- ③多様な感動体験によって次の成長を促す転機になる機会や場が「少年自然の家」である。

2. 当施設について

(1) 環境、設備等の概要

- ①ブナやナラ、落葉松などの豊かな自然の中にある。
- ②霊峰鳥海山と出羽丘陵の山並みに抱かれている。
- ③信仰の山保呂羽山、波宇志別神社、霜月神楽が有名である。
- ④化石観察と採集活動ができる場がある。
- ⑤53艇のカヌーとカヌー活動専用湖沼を有する。
- ⑥冬季には1～2mの積雪がある。

(2) 利用状況の推移

年 度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
利用者数	15,722	7,632	8,650	9,731	11,128	10,404
セカンドスクール利用者数	9,356	6,809	7,848	8,643	9,573	7,744
宿泊者数	7,121	720	1,810	2,439	4,112	3,484

(3) 令和6年度の利用者アンケート（5段階評価）分析の概要

項目	「5:とても良い」	「4:良い」
①総合的な満足度の割合	81.1 %	18.9 %
②事前打合せや利用相談の満足度の割合	86.7 %	13.3 %
③職員の指導支援の満足度の割合	93.3 %	6.7 %
④野外活動コースに対する満足度の割合	82.2 %	17.8 %
⑤施設・設備に対する満足度の割合	65.3 %	28.0 %
⑥食事に対する満足度の割合	46.5 %	28.2 %

(4) 令和6年度の成果と課題（○成果、●課題）

- 自然体験活動及び宿泊体験活動の充実を図るために各団体の利用日程調整を行い、複数団体の同日宿泊を避けた。各活動に自由度を保証し、利用者のニーズに応えることができた。
- 安心・安全な活動を提供できるよう、施設内外の環境整備や自然状況等の情報収集を徹底できた。事故防止、天候変化や熊等の鳥獣対策のためのバス利用を積極的に行い、好評を得た。
- 各活動や事業等の目的やねらいを整理し、工夫改善を進める余地がある。現状を正しく共有し、適確な運営に結びつける過程を大切にしていく。また、施設の老朽化や食事に対する満足度を総合的に上回る魅力ある活動の創造を図りたい。

3. 経営の具体

(1) 基本方針

社会及び利用者のニーズを的確に捉え、生涯学習施設として少年はもとより幼児から高齢者まで幅広い年代層に向けて、周辺の自然環境や施設の特徴を生かした自然体験活動や研修を提供する。そのために、安心・安全な環境を整備する（身体的・心理的安全性を含む）とともに、研修目的が達成できるように適切な指導・支援を行っていく。

(2) こんな自然の家に

①感動体験を味わわせる場

自然体験学習で少年が少年らしくのびのびと過ごせ、少年の育ちを温かく支援する。

②生涯学習施設として

幼児から高齢者まで幅広い年代層が活用したくなる「ワクワク体験活動」を創造する。

③「体験の風」を保呂羽から

家庭ではできない本物の体験活動を経験させ、社会をたくましく生き抜く力を育む。

(3) めざす姿

①めざす少年の姿

雑草のようにたくましく 春風のようにさわやかに 太陽のように明るく
野鳥のように自由に 野の花のように美しく

②めざす所員の姿

相手の立場になって考え、行動する所員
温かい言葉かけを大切にする所員
厳しさと優しさを持ち合わせ、心身共に健康な所員

③めざす施設の姿

安心・安全で活動場所がよく整備されている施設
明るく丁寧で迅速に対応する職員がいる施設
入所のねらいや目的が達成できる施設

(4) 重点目標

スローガン

確かめ合おう 大切なもの 光と風と緑の中で

キャッチフレーズ

登山と星とカヌーとA A Pの保呂羽

- ①利用者の身体的、精神的な安心・安全を担保するリスクマネジメントの徹底
- ②幅広い年齢層を対象とした豊かな自然体験・感動体験ができるプログラムの提供
- ③ねらいを明確にし、施設の魅力や利用者のニーズに沿った主催事業の企画・運営
- ④セカンドスクールの利用に対応するプログラムの一層の整備と支援の充実
- ⑤地域、民間団体及び関係機関との連携強化

(5) 重点事項

①少年自然の家の設立の趣旨に則った指導・支援の充実 →利用者のニーズの把握

- 1) 体験活動は人づくりという認識のもとに、育てる意識を大切にした指導の充実
- 2) 自然、友、非日常との出会いと、感動体験を味わわせる価値ある体験活動の提供
- 3) 利用団体の主体性を尊重し、研修目的の達成に向けた活動計画作成の指導・支援
- 4) 県の最重点の教育課題“「問い」を発する子ども”の育成に資する体験活動プログラムの構築

②利用者数、幅広い利用者層の拡大 →広報活動、誘客活動の工夫

- 1) 利用者満足度を高めるための魅力的な体験活動の提供と、人間性及び専門性豊かな所員の支援
- 2) メディア、ポスター、チラシ等、多様な広報活動の展開
- 3) 各主催事業の成果（施設の魅力や自然体験活動の大切さ）を新聞、情報誌等へ発信
- 4) 主催事業の活動内容の工夫・改善とセカンドスクールのプログラムの充実

③危機管理の徹底 ～活動中の事故の未然防止～

- 1) 施設設備の日常の安全点検及び保全
- 2) 危険箇所及び危険と予測される箇所の事前対策とその周知（野生鳥獣対策も含む）
- 3) 利用団体への安全意識の啓発と安全指導（熱中症対策も含む）

1. 目標、計画、実行に一貫性のある実践

- (1) これまで自然の家が目指してきた方向性を大切にしながら、新たな視点で構築する。
- (2) 事前の準備から後片付けまで、最後まで責任をもってやり遂げる。
- (3) チームとして声をかけ合いながら、一貫性のある仕事の仕方を大切にしたい。

2. 環境づくりを重視した実践

- (1) 経営スローガンの実現に向けた少年自然の家の内・外の環境づくり
- (2) 内外に開かれた少年自然の家

3. 和を以て尊し チーム保呂羽としての自覚に裏付けられた実践

- (1) 分掌に責任をもち、分掌を超えた協働的な取組
- (2) 報告、連絡、相談（ホウ・レン・ソウ）の徹底
 - ※利用者の安全・安全に係る緊急事態時は例外→各自の判断で即時対応
- (3) 教育公務員として、服務規律の徹底
 - ①勤務時間の遵守
 - ②利用者への対応、電話の応対、発出文書等の何気ない行為から信頼を失うことを意識する。
 - ③私生活においても県職員としての資質は常に問われることを意識する。
 - ※言動、飲酒運転、交通事故、会計処理、その他法令遵守
 - ④不祥事根絶に向けた研修の充実
 - ※組織的な研修体制の整備及び計画的な研修の実施
 - 実効的・効果的な研修内容の工夫（講話、演習、不祥事防止ハンドブックの活用等）

4. カキクケコ研修を大切にした実践

- カ 考えること … 常に現状を省みて、よりよい活動を展開するために考える。
- キ 記録すること … 思ったや感じたことをすぐ書き留める。
- ク 工夫すること … 現状維持は後退と考える。（チームで知恵を出し合う）
- ケ 計画すること … 実行可能で効果が上がる計画を立てる。
- コ 行動すること … 多少の失敗は恐れず、チームで形にする。

5. オアシス運動を大切にした実践

- (1) 四つのあいさつを元気よく
 - オ おはようございます
 - ア ありがとうございます
 - シ しつれいします
 - ス すみません
- (2) 四つの行動を心がけて
 - オ おもいやりの心
 - ア あたたかい言葉
 - シ しんせつな行為
 - ス すこやかな笑顔

スローガン

確かめ合おう 大切なもの 光と風と緑の中で

キャッチフレーズ

登山と星とカヌーとA A Pの保呂羽

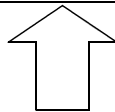
重点目標

1. 利用者の身体的、精神的な安心・安全を担保するリスクマネジメントの徹底
2. 幅広い年齢層を対象とした豊かな自然体験・感動体験ができるプログラムの提供
3. ねらいを明確にし、施設の魅力や利用者のニーズに沿った主催事業の企画・運営
4. セカンドスクールの利用に対応するプログラムの一層の整備と支援の充実
5. 地域、民間団体及び関係機関との連携強化

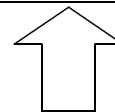
重点事項

1. 少年自然の家の設立の趣旨に則った指導・支援の充実 →利用者のニーズの把握
 - (1) 体験活動は人づくりという認識のもとに、育てる意識を大切にした指導の充実
 - (2) 自然、友、非日常との出会いと、感動体験を味わわせる価値ある体験活動の提供
 - (3) 利用団体の主体性を尊重し、研修目的の達成に向けた活動計画作成の指導・支援
 - (4) 県の最重要の教育課題“「問い」を発する子ども”の育成に資する体験活動プログラムの構築
2. 利用者数、幅広い利用者層の拡大 →広報活動、誘客活動の工夫
 - (1) 利用者満足度を高めるための魅力的な体験活動の提供と、人間性及び専門性豊かな所員の支援
 - (2) メディア、ポスター、チラシ等、多様な広報活動の展開
 - (3) 各主催事業の成果（施設の魅力や自然体験活動の大切さ）を新聞、情報誌等へ発信
 - (4) 主催事業の活動内容の工夫・改善とセカンドスクールのプログラムの充実
3. 危機管理の徹底 ～活動中の事故の未然防止～
 - (1) 施設設備の日常の安全点検及び保全
 - (2) 危険箇所及び危険と予測される箇所の事前対策とその周知（野生鳥獣対策も含む）
 - (3) 利用団体への安全意識の啓発と安全指導（熱中症対策も含む）

めざす少年の姿



めざす所員の姿



めざす施設の姿

こんな自然の家に

1. 感動体験を味わわせる場
自然体験学習で少年が少年らしくのびのびと過ごせ、少年の育ちを温かく支援する。
2. 生涯学習施設として
幼児から高齢者まで幅広い年代層が活用したくなる「ワクワク体験活動」を創造する。
3. 「体験の風」を保呂羽から
家庭ではできない本物の体験活動を経験させ、社会をたくましく生き抜く力を育む。

基本方針

社会及び利用者のニーズを的確に捉え、生涯学習施設として少年はもとより幼児から高齢者まで幅広い年代層に向けて、周辺の自然環境や施設の特色を生かした自然体験活動や研修を提供する。そのために、安全・安心な環境を整備する（身体的・心理的安全性を含む）とともに、研修目的が達成できるように適切な指導・支援を行っていく。

令和7年度 指導チーム重点推進事項

秋田県立保呂羽山少年自然の家

2つの役割

- | | |
|---|----------------|
| 1 | 学校教育施設としての自然の家 |
| 2 | 生涯学習施設としての自然の家 |

1 学校教育施設として学校の教育活動をサポートする～利用者の満足度向上のために～

- (1) 利用団体への支援の充実
 - ねらいを達成できる無理のない活動計画作成への助言
 - 活動毎の説明（レクチャー）の工夫・改善
 - 利用者の安心・安全を確保する環境整備
- (2) あきたアドベンチャープログラム（AAP）の充実
 - これまで実践してきたプログラムの見直し
 - 利用者、スタッフの安心・安全を確保するエレメントの保守・点検
 - 施設的环境を生かした独自プログラムの開発
- (3) カヌー活動時の安全確保
 - 利用者、スタッフの命を守るカヌー講習会の開催（5月中）
 - スタッフの役割分担（水上、陸上）の明確化
 - カヌー活動に関わる注意事項の共有（スタッフ、引率者の共通理解）
- (4) 令和6～7年度に作成した体験活動プログラムの活用と周知
 - 活動計画作成時の情報提供（雨天時の火おこし体験等）
 - 活動プログラムの周知を図るため、館内に掲示コーナーを設置

2 生涯学習施設として、多様な学習機会を提供する ～幅広い年齢層を対象とした豊かな自然体験・感動体験ができるプログラムの提供～

- (1) 魅力ある主催事業の企画運営
 - 見直しを行った主催事業の検証（ニーズの把握、アンケート結果の反映）
 - リピーターにも新規参加者にとっても魅力あるプログラムの開発
 - 幅広い年齢層の方々に参加してもらえる事業の開催
- (2) 関係機関との連携
 - 横手市生涯学習課（夏・冬休み子ども教室）、県幼保推進課（新規採用者研修会）
南教育事務所（初任者研修AP研、放課後支援者研修会）、高校教育課（イングリッシュキャンプ）、大仙市・湯沢市・横手市で主催事業を実施、近代美術館（自然素材工作）
- (3) 関係団体との連携
 - ほろっとキッズ（自主事業）、南部シルバーエリア（出前講座）、天下森開発公社（天下森スキー場で主催事業を実施）

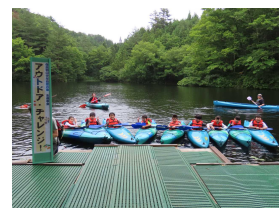
3 資質向上・広報活動に関して

- (1) 利用者のニーズに応える知識・技術の習得
 - 野外炊飯実習、主催事業の事前踏査等の実施
 - 自然（山野草等）の魅力を伝えるためのスタッフ研修会の実施
- (2) ほろわの魅力発信
 - 館内掲示の充実
 - フェイスブック、ホームページを活用した主催事業の紹介
 - 主催事業（雪ん子体験）時のパネル展示

令和 7 年度



ほろわんぱく主催事業一覧



〔 自然の家・周辺 〕

No.	事業名	実施予定期日《日程等》	事業内容	対象・人数
1	大人のアウトドア塾Ⅰ	5月24日（土） 《日帰り》	春の保呂羽の自然に触れたり、自然物を採取したりします。	大人及び大人を含む家族・グループ 15名程度
2	アウトドアチャレンジ	7月20日（日） 《日帰り》	夏の保呂羽山周辺で色々な野外活動にチャレンジします。	小学1年～6年生 15名程度
3	チャレンジキャンプ in ほろわ	8月1日（金）～ 8月3日（日） 《2泊3日》	2泊3日の日程で、テント泊や田沢湖でのカヌー活動等にチャレンジします。	小学4年～中学生 15名程度
4	エンジョイカヌーⅠ	8月9日（土） 《Ⅰ：午前に実施》	カヌーの基本操作を習い、カヌー活動を楽しみます。	大人及び大人を含む家族・グループ 各回30名程度
5	エンジョイカヌーⅡ	8月10日（日） 《Ⅱ：午前に実施》	※ 多くの方に体験していただくため、ⅠまたはⅡのどちらか1回の参加とします。	
6	エンジョイキャンプ	9月27日（土）～ 9月28日（日） 《1泊2日》	秋の保呂羽の森でのキャンプを楽しみます。	小学1年～3年生 15名程度
7	大人のアウトドア塾Ⅱ	10月4日（土） 《日帰り》	秋の自然に触れたりしながら、ハイキングを楽しみます。	大人及び大人を含む家族・グループ 15名程度

〔 出 前 〕

No.	事業名	実施予定期日《会場》	事業内容	対象・人数
1	みんな森の芸術家 ～クリスマス工作～	12月7日（日） 《会場：湯沢市生涯学習センター》 12月14日（日） 《会場：横手市Y²プラザ》 12月21日（日） 《会場：大仙市はなび・アム》	保呂羽の森で採取した松ぼっくりなどの自然素材を使ってクリスマス飾りを作ります。	幼児～大人 午前・午後 各40名程度
2	雪ん子体験Ⅰ	1月10日（土） 《会場：天下森スキー場》	かんじきやスノーシューを履いて雪の上を歩いたり、マシュマロ焼きをしたりして秋田の冬を楽しみます。	幼児～大人
3	雪ん子体験Ⅱ	3月8日（日） 《会場：天下森スキー場》	そり遊びをしたり、エアボードを体験したりして秋田の冬を楽しみます。	幼児～大人



<申込みについて>

○事業の詳細については、随時ホームページに公開します。

○申込みに必要な事項を記入し、メールまたはFAXによりお申込みください。

秋田県立保呂羽山（ほろわさん）少年自然の家

『愛称：ほろわんぱく』

〒013-0561 秋田県横手市大森町八沢木字大木屋73

Tel 0182-26-6011 Fax 0182-26-6012

ホームページ <https://www.pref.akita.lg.jp/horowa-sizen/>

電子メール horowanpark@pref.akita.lg.jp

<ホームページ>



<フェイスブック>



予約状況一覧

2025.4.12 現在

必ずしも「の」が主語ではない、元里工徒奴（隊中忍言の八奴）

小学校

合同利用

中学高校

一般

教育厅等

主催事業

[illegible]

11月		1 土	2 日	3 月文化の日	4 火	5 水 研修会案	6 木 少年自然の家等指導者	7 金 第十八回東北地区青少年教育施設協議会（福島県）	8 土	9 日	10 月	11 火	12 水	13 木	14 金	15 土	16 日	17 月	18 火	19 水	20 木	21 金	22 土	23 日 勤労感謝の日	24 月 振替休日	25 火	26 水	27 木	28 金	29 土	30 日	
12月		1 月	2 火	3 水	4 木	5 金 西仙北中出前A P	6 土	7 日 「クリスマス工作」湯沢市	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日 「クリスマス工作」横手市	15 月	16 火	17 水	18 木 美郷中2年出前A P	19 金	20 土	21 日 「クリスマス工作」大仙市	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月	30 火	31 水
1月		1 木 元旦	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土 「雪ん子体験Ⅰ」	11 日	12 月 成人の日	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木	30 金	31 土
2月		1 日	2 月	3 火	4 水	5 木	6 金	7 土	8 日	9 月	10 火	11 水 建国記念の日	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火	18 水	19 木 美郷中1年出前A P②	20 金	21 土	22 日	23 月 天皇誕生日	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土			
3月		1 日	2 月	3 火	4 水	5 木	6 金	7 土	8 日 「雪ん子体験Ⅱ」	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火	18 水	19 木	20 金 春分の日	21 土	22 日	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火

秋田県立保呂羽山少年自然の家協働会議設置要綱

(平成31年3月13日教呂-306)

最終改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育機関の管理及び運営に関する規則（昭和61年3月26日教育委員会規則第5号）第27条の規程に基づき、秋田県立保呂羽山少年自然の家協働会議（以下「協働会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 秋田県立保呂羽山少年自然の家（以下「自然の家」という。）の運営に関し、地域の意見を反映させるため、協働会議を設置する。

(所掌業務)

第3条 協働会議は、自然の家の運営に関し、次の業務を行う。

- 一 自然の家所長（以下「所長」という。）が作成する運営基本方針の確認
- 二 運営状況等に関する評価と意見
- 三 地域住民等の参画の促進
- 2 協働会議の運営が著しく適正を欠くことにより、自然の運営に支障が生じ、または、支障が生じるおそれがあると認められる場合、所長は協働会議の業務を停止することができる。

(組織及び委員)

第4条 委員の定数は、10人以内とする。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、所長が委嘱する。
 - 一 学校教育及び社会教育の関係者
 - 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - 三 学識経験のある者
 - 四 自然の家利用者
 - 五 一般からの公募者
 - 六 その他、所長が委員として相応しいと判断した者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 所長は、特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協働会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協働会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協働会議の会議は、所長が招集する。

- 2 会議は定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は必要がある場合に開催する。
- 3 会議の公開に関しては、審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年12月3日総務部長通知）に基づき、会長が協働会議にはかつて定める。

(議事)

第7条 会長は、会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第8条 協働会議の事務局を自然の家総務チームに置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協働会議の運営に関し必要な事項は、会長が協働会議にはかつて定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。